

【参考①】第7回 場内検討会議で頂いた意見と市の対応について

事項	改正条文		事業者からの意見	対応
卸売の販売開始時刻等	第4条第2項	2 卸売業者は、販売開始時刻又は販売終了時刻を変更する場合においては、販売開始時刻又は販売終了時刻を変更する 2週間前までに 取引参加者に対して、公表しなければならない。	あらかじめ組合には話を通すが、3日前で良い。	頂いた意見を反映し、修正する。
卸売業者・仲卸事業者・売買参加者の承認をしない条件	【卸売業者】 第5条第3項第3号	3 条例第7条第4項第5号の規則で定める者は、次のとおりとする。 ③ 仲卸業者若しくは売買参加者又は仲卸業者若しくは売買参加者の役員若しくは使用人	卸売業者や仲卸業者等の承認要件はないほうが良いと考える。今後の市場の展開を考えると、その方が自由度は高まる。	現行案のままとする。 【市の考え】 もう少し議論が必要であると考えますが、市場が求めるのは公正性であり、卸売業者と仲卸業者が同一者である場合、公正性や取引の秩序等が保てなくなる可能性がある。ただし、親会社と子会社の関係まで縛るものではない。
	【仲卸業者】 第17条第3項第3号	3 条例第15条第4項第4号の規則で定める者は、次のとおりとする。 ③ 卸売業者若しくは売買参加者又は卸売業者若しくは売買参加者の役員若しくは使用人		
	【売買参加者】 第26条第3項第3号	3 条例第21条第4項第4号の規則で定める者は、次のとおりとする。 ③ 卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人		
せり人の登録の申請手続等	第13条	第13条 条例第13条第3項に規定する登録申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付するものとする。ただし、添付することができないことにつきやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。	せり人の登録制度が各自治体への申請に変わるが、人事異動により他市から来た者は改めて尼崎市で申請が必要なのか。	兵庫県卸売市場条例の廃止に伴い、県への届出は不要になるが、市への登録申請は引き続き必要であるため、人事異動等により新たに当市場でせり人を担う場合は、市への登録申請が必要である。なお、現在登録されているせり人については、改めての申請は不要である。
場外者等に対する卸売の報告等	第41条第1項第1号	第41条 条例第31条第3項の規定による報告は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める報告書により行わなければならない。 (1) 条例第31条第2項の規定による 協議を行ったとき 協議報告書	・協議は誰とするのか。個別にするのは合理的ではないと考える。 せめて組合の3役である。 ・要望があれば開設者も協議に参加してもらえるのか。	頂いた意見を参考に、要領(案)を策定した。
場外者等からの買入れ等の報告等	第44条第1項第1号	第44条 条例第34条第3項の規定による報告は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める報告書により行わなければならない。 (1) 条例第34条第2項の規定による協議を行ったとき 協議報告書 (2) 場外者等からの買入れ等を行ったとき 場外買付報告書	罰則規定はないのか。	一定期間の業務停止命令など、条例には、指導監督処分ができる権限について規定を設けている。 開設者としては、尼崎の市場は公設市場として、公的な役割を持っているため、ルールの遵守を徹底していきたいと考えている。
	その他(別表第3)	仲卸業者市場使用料(場外買付手数料について) 仲卸業者が買入れた物品の販売金額(当該物品の買入れ金額に(消費税及び地方消費税の額を含む。))に100分の105を乗じて得た額をいう。の 1,000分の2.5 に相当する金額	・仲卸業者にとっては有利な手数料率であると思うが、現状の手数料が安すぎるがゆえに場外買付が減らないのではないのか。 ・水産と青果でそれぞれ異なる手数料率を設置することは可能なのか。 ・組合が独自に手数料を徴収することは可能なのか。	現行案のままとする。 【市の考え】 ・今回の改正においては、事前に協議をすることにより、不要な場外買付を減らすなど、取引秩序の維持を図りたいという趣旨であり、場外買付の手数料率について今回の改正で修正することまでは想定していない。提案の趣旨は理解できるので、今後の課題として認識し、改めて検討したい。 ・水産と青果それぞれ異なる手数料率を設定することは可能であり、問題ないと考える。 ・組合として手数料を徴収する場合、組合として一定のルール設定と合意形成が必要である。
販売原票及び売渡票の作成等	第47条	第47条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、販売原票及び売渡票を作成しなければならない。	販売原票はこれまでのフォーマットを使用しても良いのか。	引き続き協議 【市の考え】 提出書類としてはこれまでに使用していたフォーマットを使用していたいて構わないが、紙での提出は負担になるため、今後はデータでの提出も可としたい。ただし、データで頂く際の様式や内容については、今後確認したうえで必要に応じて協議したいと考えている。
売買取引の条件等の公表	第49条第1項第1号	第49条 条例第39条第1項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。 (1) 営業日及び 営業時間	営業時間の定義とは。卸売業者は荷受けも行っているので、24時間営業していることになる。解釈の仕方にもよると思うが、営業日の変更のみで良いのではないのか。	現行案のままとする。 なお、営業時間とは、せり売、入札及び相対取引の卸売の時間を指し、荷物の受け入れ等その他の時間は含まないものである。

※検討会議時点での内容であり、その後の法制部門等との協議の結果、最終の改正内容と文言及び条文番号が違う箇所がございます。